令和２年度

年　次　報　告

公害等調整委員会

この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の令和２年度（令和２年４月１日から３年３月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国会に対して報告するものである。

令和２年度公害等調整委員会年次報告　概要

特集　コロナ禍における公害紛争処理

⇨ Ｐ２、３

○　新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のために講じた対策
- 審問期日等における出席人数の抑制、マスク着用、アルコール消毒、間隔確保等
- 公調委における各種会議やヒアリングは、原則としてウェブ会議により実施
- 公害紛争処理等の手続について、国民に押印を求めないこととするよう法令を改正

○　公調委と地方公共団体が役割分担をしながら、公害紛争処理や公害苦情処理を担っているため、両者の情報共有・連携強化は重要であり、令和２年度はインターネット動画配信によるセミナーを新たに開催

○　在宅時間の増加に起因する新たな近隣トラブルが公害紛争に及ぼす影響

公害紛争の処理状況

⇨ Ｐ４～11

令和2年度	【係属】	51件	【受付】	14件	【終結】	15件
うち裁定事件	【係属】	49件	【受付】	14件	【終結】	15件

公害等調整委員会における公害紛争事件の
受付件数・終結件数の推移

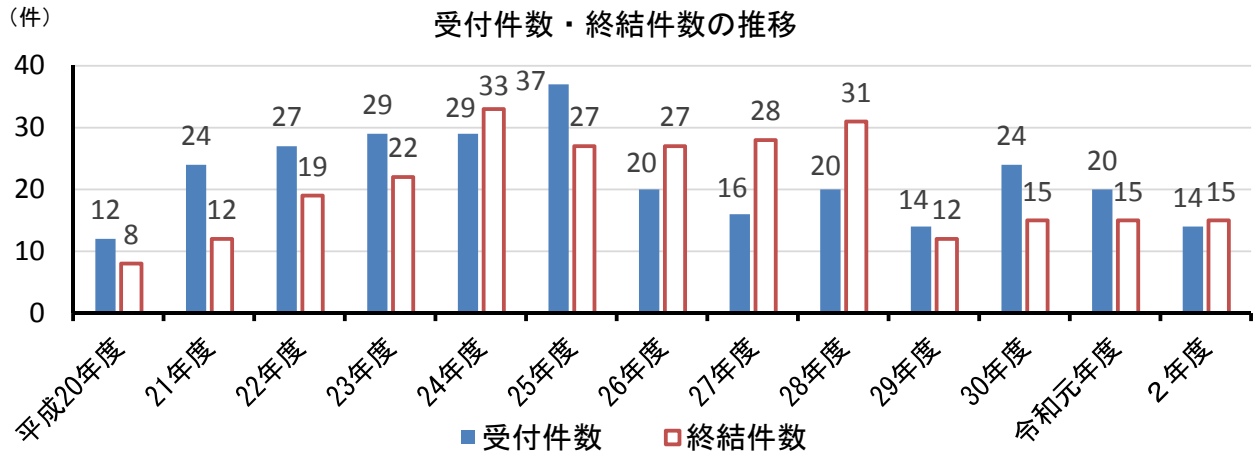

公害紛争の近年の特徴

⇨ Ｐ12

①　**都市型・生活環境型の公害紛争**
近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。

②　**裁定事件の割合が高い**
令和２年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は95%超

③　**騒音をめぐる事件の割合が高い**
令和２年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約５割

令和２年度公害等調整委員会年次報告　概要

主な事件①　熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

【申請人】　：熊本県熊本市の住民１人
【被申請人】：農業者
【申請理由】：被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているため
【裁定を求める事項】：損害賠償金297万円の支払及び申請人に生じた睡眠不足による健康被害と被申請人がボイラーを稼働させ騒音を発生させたこととの間の因果関係の判断
【事件の処理経過】
○　裁定委員会を設け、必要な専門委員１人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施
○　当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、熊本県上益城郡益城町で開催した現地期日において、裁定委員会が提示した調停案を当事者双方が受諾し、調停が成立

主な事件②　自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

【申請人】　：東京都など６都府県の住民93人（以下「申請人患者ら」という。）及び法人でない社団１団体
※　申請後、申請人患者ら３人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後、４都県の住民14人から、同様の内容の調停申請があった。
【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー７社
【申請理由】：
①　被申請人メーカーらが、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売して、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせたため
②　被申請人国が、大気汚染防止法等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに①の被害を生じさせたため
③　被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるため
【調停を求める事項】：
①　被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと
②　被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度を創設すること
③　被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること
【事件の処理経過】
調停委員会を設け、９回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

令和２年度公害等調整委員会年次報告　概要

都道府県・市区町村との連携

⇨ Ｐ19～23

① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和２年度　　【係属】 83件 【受付】 40件 【終結】 37件

② 都道府県・市区町村への支援
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和２年度は、公害紛争処理連絡協議会を試行としてウェブ会議で開催、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を新たに開催

③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和元年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約７万件

土地利用の調整の処理状況

⇨ Ｐ25～27

① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和２年度　　【係属】 ３件 【受付】 ０件 【終結】 ２件

② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和２年度　　【係属】 ８件 【受付】 ７件 【終結】 ３件

主な事件　山形県飽海（あくみ）郡遊佐町吉出字臂曲（ひじまがり）地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】　：採石業者
【処分庁】　：山形県知事
【原処分】　：処分庁は、申請人からされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施
【事件の概要】：申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
【事件の処理経過】
裁定委員会を設け、７回の審理期日を開催するとともに、専門委員１人を選任するなど手続を進めている。

【参考】　公害等調整委員会の概要

（１）性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※　国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条の規定に基づき設置

（２）委員構成

・委員長１名、委員６名　　両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

・事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※　調停委員会は３名、裁定委員会は３名又は５名の委員で構成

（３）任務

①　公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。

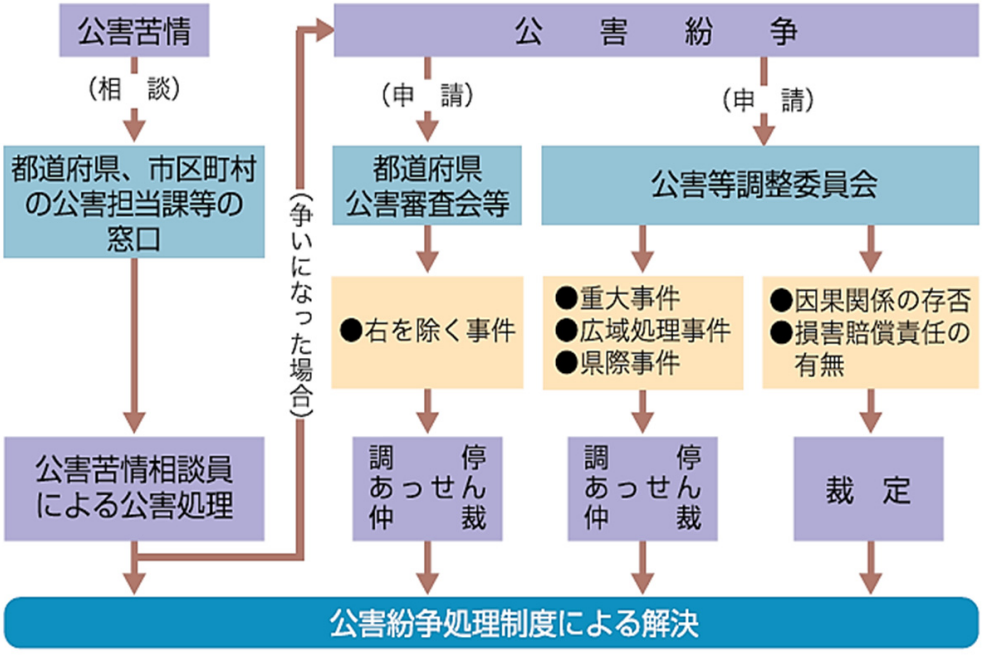

ア　裁定

＜責任裁定＞
損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続

＜原因裁定＞
加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う手続

イ　調停
調停案を提示するなど、双方の互譲による合意を促して、紛争の解決を図る手続

【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

②　土地利用調整

ア　鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
イ　土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

○　公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告する。

令和２年度　公害等調整委員会年次報告

目　　次

特集　「コロナ禍における公害紛争処理」……2
第１章　公害紛争の処理状況……4
１　令和２年度における公害紛争の処理状況……4
(1) 令和２年度に終結した主な事件……4
(2) 係属中の主な事件……5
２　公害紛争の近年の特徴及び課題への取組……12
(1) 近年の特徴……12
(2) 事件処理における取組……12
(3) 周知・広報活動の取組……17
３　都道府県・市区町村との連携……19
(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況……19
(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件……20
(3) 都道府県・市区町村への支援……21
(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況……21
４　公害紛争処理法等の改正……24
(1) 地方分権関係……24
(2) 押印の見直し関係……24
第２章　土地利用の調整の処理状況……25
１　鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定……25
(1) 令和２年度の処理状況……25
(2) 令和２年度に終結した主な事件……25
(3) 係属中の主な事件……26
(4) 押印の見直しに係る鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等の改正……26
２　土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等……27

図 表 目 次

表１　公害等調整委員会における係属事件一覧（令和２年度）……8
表２　公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況……11
表３　公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況（令和２年度）……14
表４　公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和２年度）…16
表５　公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和２年度）……16
表６　都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況……19

表７　都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件
（令和２年度）･･･20
図１　地方公共団体における公害苦情受付件数の推移･･････････････････････････22
図２　地方公共団体における典型７公害の種類別公害苦情受付件数の割合
（令和元年度）･･･22
図３　地方公共団体における苦情の処理に要した期間別典型７公害の
直接処理件数の割合（令和元年度）･･･････････････････････････････････23
表８　鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和２年度）･･･25

特集　コロナ禍における公害紛争処理

令和２年に生じた新型コロナウイルス感染症（以下この特集において「感染症」という。）の流行は、日本を含む世界規模に拡大し、その感染症拡大に伴う影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、更には、人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及しました。こうした影響は、迅速かつ適正な公害紛争処理等を主要な任務とする公害等調整委員会（以下この特集において「公調委」という。）の業務にも現れました。

Ⅰ　公調委の手続における対応

公調委における公害紛争処理等の手続について、感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のための対策を講じつつ、迅速かつ適正な事件処理に努めました。

裁定手続・調停手続を進める中で証拠調べや当事者等の尋問等を行う審問期日等が開かれます。審問期日等の場においては、感染防止の対策を徹底するため、当事者に対して、出席する人数をできる限り抑制するよう求めるとともに、出席者に対しては、マスクの着用、会場入口に設置したアルコール消毒液による手指の消毒、十分な間隔を確保しての着席を求めました。必要な場所にアクリル板等を設置し、審問期日等の終了後には、机や椅子等について、必要な消毒を行いました。

なお、審問期日等について、原則として、東京に所在する公調委において行うこととしていますが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で審問期日等を開催する取組を従来から進めてきております。こうした現地期日においても、十分な間隔の確保やアクリル板の設置等が可能な会場を確保し上述の感染防止の対策を徹底することにより、当事者にとっては、感染の広がっていた東京に来ることなく、手続を進めることができました。

また、政府の方針に沿って、委員長、委員及び事務局職員について、厳格な出勤抑制を行い、その上で、公調委としての意思決定等を行う委員会議を始め、個別事件の処理方針の決定等を行う裁定委員会・調停委員会、専門事項の調査を行うために任命される専門委員や当事者からのヒアリングなど、公調委における各種の会議やヒアリングについては、特段の事情がない限り、原則としてウェブ会議により行うこととしました。

このほか、「規制改革実施計画」（令和２年７月17日閣議決定）等により、感染症の感染防止やデジタルガバメントの実現の観点から、押印の見直し等を行うことが求められたことを受け、公調委としても、公害紛争処理等の手続に関して、国民に押印を求めないこととするよう、政令や公害等調整委員会規則について所要の改正を行うとともに、法律で押印を求めていた土地利用の調整に係る手続について所要の改正を行うための法律案が第204回国会に提出されました。

公調委の手続について、必要な対策を講じつつ、今後とも、迅速かつ適正な事件処理等に努めてまいります。

Ⅱ　公調委と地方公共団体の連携のための取組

全国の地方公共団体において、公害紛争の前段階又は初期段階としての性格を有する公害苦情について処理を行い、また、公調委と各都道府県に置かれている公害審査会等（以下この特集において「審査会等」という。）が、役割分担の下、公害紛争事件の解決に努めています(注)。このため、公調委と地方公共団体が、公害紛争・公害苦情の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために重要であり、継続していく必要があります。

従来、情報共有・連携のため、毎年度、都道府県及び市区町村の職員を対象としたブロック会議等を開催していましたが、令和２年度は、感染症の感染対策の観点から、このようなブロック会議等の開催が困難であったため、都道府県の公害紛争処理担当職員及び市町村の公害苦情処理担当職員を対象として、新たにインターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催しました。

今後とも、感染対策に十分な配慮をしながら、このような情報共有・連携の取組を行ってまいります。

注　地方公共団体の公害苦情の対応状況は、地方公共団体が令和元年度に新規に受け付けた典型７公害の苦情受付件数は約４万７千件（その他の公害苦情を含めると約７万件)。平成30年度から繰り越されたものを含めて令和元年度中に苦情処理が完了したものは約４万２千件で、その処理までの期間は約７割が１週間以内、約１割が１か月以内となっており、迅速な処理が行われている。

また、公調委と審査会等の役割分担は、調停等に関しては、公害紛争のうちのいわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件については公調委、これ以外の公害紛争については審査会等で担当するとともに、裁定に関しては、公調委で全ての公害紛争について担当するものとなっている。

Ⅲ　在宅時間の増加が公害紛争に及ぼす影響

公害紛争処理制度が設けられた当初は、四大公害に代表されるような産業型の公害紛争が多く見られましたが、近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、都市部における比較的小規模な公害紛争、すなわち、都市型・生活環境型の公害紛争が増えてきていました。

令和２年度、感染症の感染状況を踏まえ、政府は２度にわたる緊急事態宣言を発出し、国民の協力の下、広く外出の自粛が行われることとなり、この結果、在宅にて勤務を行う人が増加するなど、在宅時間が増加したことは疑いがないところです。こうした流れは、働き方の変化とともに今後も続いていくと考えられますが、それは騒音等の新たな近隣トラブルの発生へと繋がる可能性もあり、今後、公害紛争に対してどのような影響を及ぼすのか、注視していく必要があります。

公調委としては、このような点からも、地方公共団体との情報共有・連携を図りつつ、迅速かつ適正な公害紛争処理等の役割を果たしてまいります。

第１章　公害紛争の処理状況

１　令和２年度における公害紛争の処理状況

令和２年度に公害等調整委員会（以下、単に「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された37件（裁定事件35件（責任裁定事件21件、原因裁定事件14件）、調停事件２件）と、２年度に新たに受け付けた14件（裁定事件14件（責任裁定事件９件、原因裁定事件５件））の計51件である。このうち、15件が令和２年度中に終結し、残り36件は翌年度に繰り越された（表１・表２）。

新たに受け付けた事件の件数は、平成30年度24件、令和元年度20件、２年度14件となっている。

なお、これ以外に委員会は、不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 令和２年度に終結した主な事件

ア　熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成31年２月14日、熊本県熊本市の住民１人（申請人）から、農業者を相手方（被申請人）として、申請人に生じた睡眠不足による健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求める申請及び被申請人に対し、損害賠償金297万円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成31年３月12日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、必要な専門委員１人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和２年８月25日、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の24第１項及び第42条の33）。同年９月１日、熊本県上益城郡益城町で開催した第１回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

イ　渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件

令和元年８月16日、東京都渋谷区の住民17人（申請人）から、不動産会社及び建築会社を相手方（被申請人）として、申請人らは、隣接する被申請人らの建築工事現場からの騒音・振動・粉じん等により、不眠、ストレス障害、ぜん息悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、

防音工事費用、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求める責任裁定の申請があった。なお、申請人１人について相続が発生し、別の申請人１人が相続人として手続を承継した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和２年８月26日、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした（公害紛争処理法第42条の24第１項）。同年10月９日、第１回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、同年11月９日、第２回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

ウ　瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成30年５月30日、愛知県瀬戸市の住民１人及び事業を営む法人（申請人）から、衛生組合（関係３市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合）を相手方（被申請人）として、申請人らは、申請人らが事業を営む土地（以下「本件土地」という。）に、被申請人によって、焼却残さ及び不燃性破砕残さ（以下「本件廃棄物」という。）が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金合計2000万円の支払を求める責任裁定の申請があった。なお、その後、同年６月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があり、同年７月10日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、１回の現地審問期日を開催するとともに、必要な専門委員１人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和３年３月15日、責任裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件については、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア　自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

平成31年２月18日、東京都など６都府県の住民93人及び法人でない社団１団体（申請人。以下、上記住民を「申請人患者ら」という。）から、国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー７社を相手方（被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー７社を「被申請人メ

ーカーら」という。）として、被申請人メーカーらは、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売し、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、申請人患者らに人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせた、被申請人国は、自動車の排出ガス量の許容限度を定めることとしている大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに上記被害を生じさせた、被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるなどとして、次を求める調停の申請があった（以下「当初申請」という。）。

① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと。

② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度（以下「本件救済制度」という。）を創設すること。

③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。

なお、令和元年７月４日、申請人患者ら３人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後同年８月23日、東京都など４都県の住民14人（申請人）から、同様の内容の調停を求める申請があった。

委員会は、当初申請受付後、直ちに調停委員会を設け、令和元年９月11日、両事件を併合して手続を進めることを決定するとともに、合計９回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

イ　茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

令和元年９月９日、水戸地方裁判所から、茨城県住民３人（原告）の所有する建物の柱、壁、基礎等に生じた損傷被害と、建築業者及び建設会社（被告）が行った土地造成工事及び擁壁工事との間の因果関係の存否について原因裁定をすることの嘱託があった（公害紛争処理法第42条の32第１項）。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員１人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

ウ　小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件

令和元年９月19日、東京都小平市のクリーニング業を営む法人（申請人）から、食品製造会社を相手方（被申請人）として、申請人は、近接する被申請人の工場から排出されたエタノールによって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金1130万4802円の支払を求める責任裁定の申請があった（その後、請求金額は1008万8038円へと変更された。）。

その後、令和２年２月26日、同市の住民１人から、同年３月12日、同市の住民１人から、同年11月17日、同市の住民１人から、それぞれ同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年３月24日、同年４月７日、同年12月21日、これらを許可した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員２人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

表１　公害等調整委員会における係属事件一覧（令和２年度）

	事　　件　　名	受付年月日	終結年月日
裁定事件	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	H29. 3. 9	R 2. 7.14 取下げ
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	H30. 3.30	R 3. 2.15 取下げ
	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	H30. 5.17	R 3. 3.18 棄却
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件	H30. 5.30	R 3. 3.15 一部却下 一部棄却
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件	H30. 6.26	R 3. 3.15 一部認容 一部棄却
	豊見城（とみぐすく）市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8.20	
	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	H30. 8.20	
	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8.28	R 2. 9.14 取下げ
	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（２件）	H30.11. 1 R 2. 4. 3	
	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	H30.11. 2	R 3. 2.18 調停成立
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 1.21	
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 2.14	R 2. 9. 1 調停成立
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	H31. 2.14	R 2. 9. 1 調停成立
	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 3. 8	R 2.10.27 棄却
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 3.11	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	H31. 3.29	
	奈良県安堵(あんど)町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	H31. 4. 2	

裁定事件	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	H31. 4. 2	
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	H31. 4.17	
	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 8	R 2.11. 4 取下げ
	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 1. 5.21	R 2.12.15 調停成立
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件（２件）	R 1. 6. 3 R 2. 9. 7	
	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件	R 1. 8.16	R 2.11. 9 調停成立
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	R 1. 9. 9	
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件（４件）	R 1. 9.19 R 2. 2.26 R 2. 3.12 R 2.11.17	
	相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 1.10.24	R 2. 8.19 却下
	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 1.11.18	
	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 1.12.17	
	筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件	R 1.12.20	R 2. 9. 7 取下げ
	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 2. 3.12	
	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	R 2. 3.24	
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 2. 5.21	
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害原因裁定申請事件	R 2. 5.21	

裁定事件	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 2. 7.31	
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 2. 9.23	
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	R 2. 9.23	
	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	
	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	R 3. 1.19	
	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2.22	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3.17	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3.17	
	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	R 3. 3.29	
調停事件	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件（２件）	H31. 2.18 R 1. 8.23	
合　計		51件 (14件)	15件

（注）１　「合計」の（　）内の数字は、令和２年度中に受け付けた事件数で、内数である。
２　このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、新たに受け付けた慰謝料額等変更申請２件が終結した。

表２　公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分＼年度	調停			裁定			その他			計			
	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
昭和45～63	631	618	13	19(4)	19(4)	0	2	1	1		652	638	14
平成元	11	18	6	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	10	5	9	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	2	4	7	2	0	7	1	1	0	19	5	5	14
7	2	2	7	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	4	4	7	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	1	2	6	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	1	1	6	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	1	1	6	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	2	5	3	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	3	3	3	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	2	1	4	4(2)	5(1)	5(2)	1	0	1	16	7	6	10
15	2	2	4	8(4)	4(1)	9(5)	1	2	0	21	11	8	13
16	0	2	2	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	1	2	1	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	1	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	1	1	1	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	1	1	1	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	1	0	2	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	3	4	1	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	5	5	1	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	5	3	3	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	5	6	2	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	2	2	2	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	1	0	3	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	4	6	1	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	1	0	2	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	2	2	2	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	1	1	2	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	2	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
計	734	732		332 (129)	298 (115)		11	11			1,077	1,041	

（注）１　「その他」にはあっせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。
２　平成８年度の「調停」の受付件数には分離事件が２件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が１件含まれている。
３　「裁定」の（　）内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
４　本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
５　このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和２年度までに 570 件係属した。

２　公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

⑴ 近年の特徴

公害紛争処理法第２条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型７公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア　都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にある。都道府県・市区町村による公害苦情処理との連携により、このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっていることが背景にあると考えられる。

イ　裁定事件の割合が高い

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている（表２）。令和２年度に委員会に係属した事件は51件で、うち49件（95％超）が裁定事件となっている。

ウ　騒音をめぐる事件の割合が高い

令和２年度は、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約５割、受付事件に占める騒音事件の割合が約７割となっている。

⑵ 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア　事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は１年３か月、専門的な調査を要する事件は２年としている。

イ　専門的知見の活用及び現地調査等の充実

因果関係等の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的な知見を活用すること、国費により現地調査等を実施する

こと等により、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び現地調査等の充実は、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。令和２年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表３）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査等（表４）を行った。

ウ　現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、令和２年度は、現地期日を４回開催した（表５）。

エ　本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行う本人申請がしばしば見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。令和２年度において委員会に係属した公害紛争処理事件50件（原因裁定嘱託事件１件を除いた数）のうち、本人申請は29件である。

オ　職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

令和２年度に終結した裁定事件（15件）のうち、５件が調停に付された。

カ　公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第３号）の改正により、平成28年１月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

令和２年度までに、17件の公害紛争事件において利用されている。

表３　公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況（令和２年度）

	事　件　名	専　門 委員数	専門分野等
裁定事件	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	１人	騒音・低周波音
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	１人	環境振動、騒音・低周波音、建築音響
	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	２人	健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学
			医学（皮膚科）
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	１人	地盤工学、地盤環境工学
	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	１人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	１人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	１人	大気汚染、悪臭の評価と制御
	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	１人	音響技術、騒音制御
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	１人	音響工学
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	１人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	１人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	１人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動等
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	１人	音響工学
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	１人	臭気対策
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	１人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	１人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術

裁定事件	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	１人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	２人	森林の樹木の生理状態および微生物の生態を指標とした環境ストレスの評価に関する研究
			気象モデリング、大気質モデリング、流体力学
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	１人	土壌汚染の効率的な評価・浄化、化学物質の環境安全管理
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	１人	地盤工学（土質力学全般、不飽和土、地盤の液状化）、防災工学（主に宅地防災）
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	２人	病原真菌の分類、同定とその応用に関する研究
			衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	１人	音響技術、騒音制御
	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	１人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	１人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	１人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	１人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	１人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動等

表４　公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和２年度）

事　件　名	実施年月	備考
奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	令和２年10月	委託調査
宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	令和２年11月	委託調査
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関する慰謝料額等変更申請	令和２年11月	現地調査
渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	令和２年12月	委託調査
桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	令和３年１月	委託調査
神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	令和３年１月	委託調査

（注）１　この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。
２　「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

表５　公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和２年度）

開催年月	場所	事　件　名	備考
令和２年９月	熊本県上益城郡益城町	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等職権調停事件	第１回調停期日
令和２年９月	熊本県上益城郡益城町	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	第１回審問期日
令和２年12月	愛知県名古屋市	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	第１回審問期日
令和２年12月	佐賀県唐津市	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	第１回審問期日

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、令和２年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア　国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、令和２年７月号で公害紛争処理制度を、令和３年３月号では令和元年度公害苦情調査結果の概要を紹介した。また、令和２年７月に政府インターネットテレビにおいて、暮らしの中の公害の解決方法について、国民への周知を行った。さらに、総務省業務案内パンフレットで委員会の概要を紹介するとともに、公害等調整委員会業務案内パンフレットを改訂して公害紛争処理制度等を紹介した。

イ　法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を嘱託することができる旨を通知するなど制度の認知度向上に努めた。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、日本弁護士連合会、都道府県の弁護士会、司法修習生等を対象に、公害紛争処理制度の周知に努めるとともに、公害紛争事件の効果的な解決策に関して意見交換を行った。

ウ　総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあっせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）に公害紛争処理制度等を紹介したリーフレットを配布し、住民に対する広報コーナーへの備付けや公害苦情相談者への説明の際の活用を依頼した。

エ　市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、公害苦情相談アドバイザー等を講師として派遣しており、令和２年度は７府県の研修会において公害紛争処理制度等の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行った。

オ　機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を令和２年５月、８月、11月及び３年２月に発行した。各号作成時に委員会のホームページに掲載するとともに、発行の機を捉え、各都道府県の担当者等に周知した。

カ　公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」を設け、電話や電子メールによる相談業務を行った。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図った。

3　都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。審査会等は、域内で発生した事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する※1。令和２年度は83件の事件が係属し、37件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表６）。

表６　都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分／年度	受付件数			終結件数					年度末係属件数
	合計	調停	その他	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45～63	432	391	41	393	226	116	45	6	39 ※昭和63年度末
平成元	36	36	0	25	13	6	4	2	50
2	57	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	44	0	53	24	22	5	2	73
6	32	30	2	52	16	28	4	4	53
7	39	39	0	41	16	19	6	0	51
8	43	42	1	36	9	24	1	2	58
9	51	49	2	40	14	18	6	2	69
10	39	38	1	45	22	17	5	1	63
11	26	25	1	36	10	24	2	0	53
12	31	30	1	35	13	16	5	1	49
13	31	30	1	28	9	18	0	1	52
14	30	30	0	35	15	15	4	1	47
15	33	33	0	34	15	18	0	1	46
16	41	40	1	45	18	22	5	0	42
17	36	36	0	31	11	17	3	0	47
18	32	30	2	35	13	19	2	1	44
19	42	42	0	39	11	19	9	0	47
20	37	36	1	39	15	17	7	0	45
21	42	42	0	48	23	16	9	0	39
22	29	29	0	35	8	23	3	1	33
23	36	36	0	34	13	18	3	0	35
24	35	35	0	37	11	21	4	1	33
25	39	39	0	30	4	23	2	1	42
26	40	39	1	42	13	24	5	0	40
27	47	47	0	43	16	23	3	1	44
28	51	51	0	56	20	27	8	1	39
29	41	41	0	43	16	24	2	1	37
30	38	38	0	43	9	27	7	0	32
令和元	45	45	0	34	11	15	8	0	43
2	40	40	0	37	8	21	8	0	46
計	1,689	1,634	55	1,643	653	762	194	34	

（注）「その他」（受付件数）にはあっせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

※1　委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第 24 条第１項）とともに、専属で裁定を行う（同法第 42 条の 12 及び第 42 条の 27）こととされている。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

令和２年度に委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、15件（表７）となっている。

表７　都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（令和２年度）

都道府県 公害審査会等	事　　件　　名	受付 年月日	終結 年月日
広島県 公害審査会	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	H30. 3.30	R 3. 2.15
東京都 公害審査会	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8.28	R 2. 9.14
熊本県 公害審査会	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（２件）	H30.11. 1 R 2. 4. 3	
千葉県 公害審査会	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	H30.11. 2	R 3. 2.18
熊本県 公害審査会	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 2.14	R 2. 9. 1
熊本県 公害審査会	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	H31. 2.14	R 2. 9. 1
福岡県 公害審査会	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
和歌山県知事	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 8	R 2.11. 4
千葉県 公害審査会	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 1. 5.21	R 2.12.15
埼玉県 公害審査会	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	
福岡県 公害審査会	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	
愛知県 公害審査会	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2.22	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3.17	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3.17	

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村とが、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために欠かすことのできない取組である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、次のとおり、相互の連携を図っている。

① 審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（令和２年度は、10月14日に試行としてウェブ会議により第50回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。

② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。

③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、第51回公害紛争処理関係ブロック会議及び第45回公害苦情相談員等ブロック会議の開催を中止し、新たに地方公共団体の公害苦情処理担当職員の人材育成の一環として、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を令和２年11月から３年３月にかけて計６回開催した。

(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

令和元年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情は70,458件であり、13年ぶりに増加した（図１）。公害苦情受付件数のうち、典型７公害の苦情受付件数（46,555件）の内訳をみると、「騒音」が15,434件（典型７公害の公害苦情受付件数の33.2%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が14,317件（同30.8%）、「悪臭」が9,349件（同20.1%）となっている（図２）。令和元年度の公害苦情取扱件数は75,476件であり、年度内に直接処理※2が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は62,098件（令和元年度の処理件数の82.3%）となっている。公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされるところであるが、典型７公害の直接処理件数（42,121件。直接処理件数の67.8%）について苦情の申立てから処理までに要した期間をみると、「１週間以内」が27,987件（典型７公害の直接処理件数の66.4%）、「１週間超～１か月

※２ 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

以内」が3,586件（同8.5%）となっており（図３）、都道府県・市区町村において迅速な処理に努めている。

図１　地方公共団体における公害苦情受付件数の推移

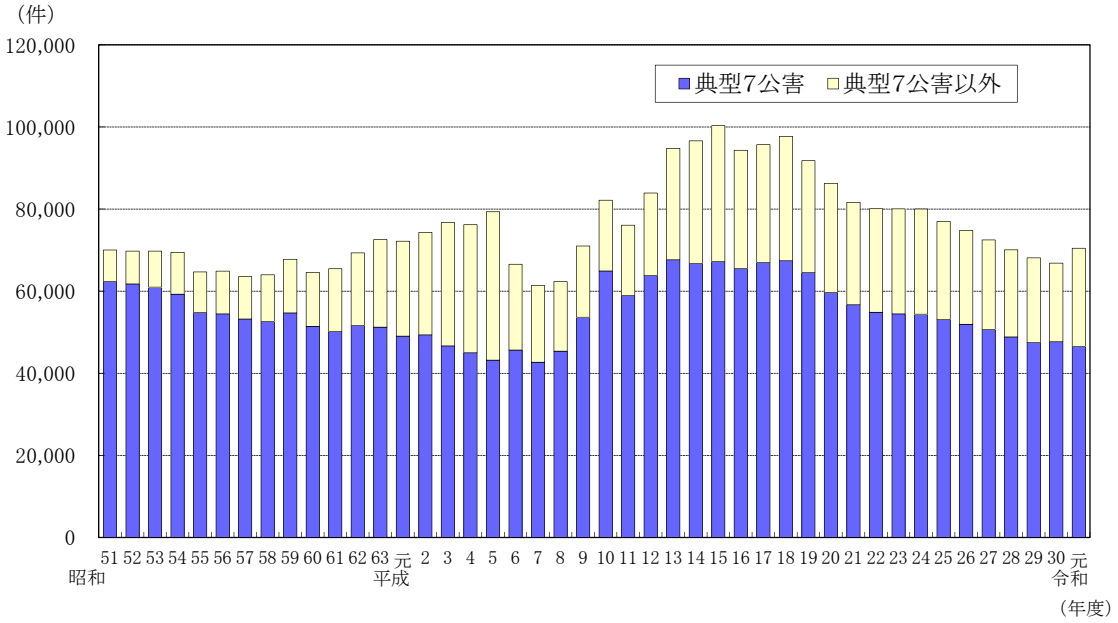

（注）１　平成６年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
　　２　平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
（資料）「令和元年度公害苦情調査」

図２　地方公共団体における典型７公害の種類別公害苦情受付件数の割合（令和元年度）

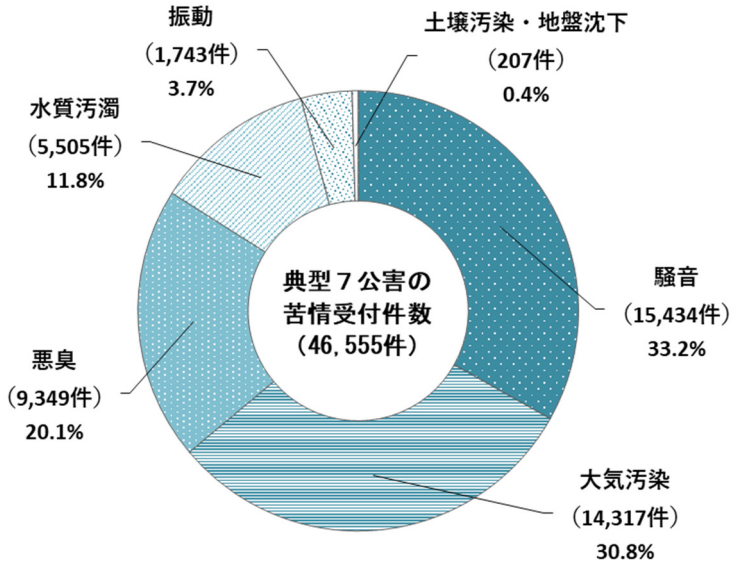

「令和元年度公害苦情調査」を基に作成

図３　地方公共団体における苦情の処理に要した
期間別典型７公害の直接処理件数の割合（令和元年度）

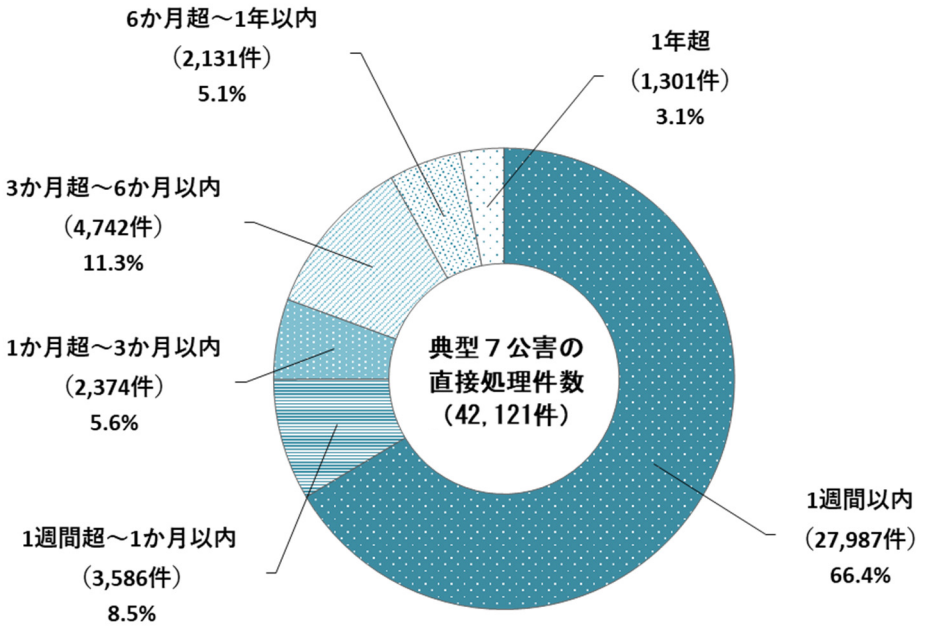

「令和元年度公害苦情調査」を基に作成

４　公害紛争処理法等の改正

(1) 地方分権関係

第201回国会に提出された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和２年法律第41号）が令和２年６月３日に成立し、６月10日に公布された。

本法には、公害紛争処理法の一部改正が含まれており、令和２年６月10日に施行された。

従来、審査会を置かない都道府県においては、公害紛争処理法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされていた。

しかし、本改正により、審査会を置かない都道府県において、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定を可能とするために、公害審査委員候補者の委嘱期間を１年より長い期間とすることができるようになった。

また、本改正の施行に伴い、関係する規定の整備として、公害紛争処理法施行規則（昭和47年総理府令第47号）の改正を行い、令和２年６月10日に施行された。

(2) 押印の見直し関係

「規制改革実施計画」（令和２年７月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされている。

これを踏まえ、検討を行い、審査会等に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書等への押印を不要とするなど、所要の改正のため、公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）の改正を含む「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」（令和３年政令第29号）が令和３年２月15日に公布され、公害紛争処理法施行令の改正部分は同日に施行された。

また、委員会に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書等への押印を不要とするなど、所要の改正のため、「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」（令和３年公害等調整委員会規則第２号）が令和３年１月14日に公布、施行された。

第２章　土地利用の調整の処理状況

１　鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和２年度の処理状況

令和２年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された３件であり、うち２件が２年度中に終結し、１件が翌年度に繰り越された（表８）。

表８　鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和２年度）

事　　件　　名	受付年月日	終結年月日
三重県尾鷲（おわせ）市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（２件）	H28.10.27	R 3. 1.18 取下げ
	H29. 3.30	
山形県飽海（あくみ）郡遊佐町吉出字臂曲（ひじまがり）地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H30. 9.21	
合　計	３件	２件

(2) 令和２年度に終結した主な事件

ア　三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(ｱ) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長（処分庁）は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年８月５日付けで、不認可の処分を行った。

(ｲ) 申請の概要

平成28年10月27日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものである。

その後、平成29年３月30日に、三重県内の漁業組合連合会ほか３組

合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年４月28日、参加させることを決定した。

(ｳ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、５回の審理期日を開催するとともに、必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めたが、令和３年１月18日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本件申請事件及びこれに対する参加申立事件はいずれも終結した。

(3) 係属中の主な事件

ア　山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(ｱ) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年７月10日付けで、不認可処分を行った。

(ｲ) 申請の概要

平成30年９月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑（かんがい）用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」（平成25年遊佐町条例第27号）において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の４の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものである。

(ｳ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、７回の審理期日を開催するとともに、必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めている。

(4) 押印の見直しに係る鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等の改正

第１章４(2)のとおり、国民や事業者等に押印を求めている行政手続について検討を行い、鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定の申請書への

署名押印を不要とするなど、所要の改正を行うため、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が令和３年２月に第204回国会に提出された。

また、宣誓書への押印を不要とするため、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和３年公害等調整委員会規則第１号）が令和３年１月14日に公布、施行された。

２　土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

令和２年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答等は、前年度から繰り越された１件と２年度に新たに受け付けた７件の計８件である。このうち、３件が令和２年度中に処理され、残りの５件は翌年度に繰り越された。令和２年度に係属した８件全てが、土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案となっている。

○　リサイクル適性の表示

　この印刷物はＡランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。